

平成 29 年度第 2 回岩手県出資等法人運営評価委員会（要旨）

日 時 平成 30 年 2 月 19 日（月）

場 所 県庁 8-E 会議室

開会時刻 13:30

閉会時刻 14:30

出席委員 遠藤委員長、工藤委員、菅原委員、山本委員（4 名出席）

事務局 財政課総括課長 小原勝、主幹兼調査担当課長 三河孝司、
主任主査 古川健一、主任 小野寺強太

1 開 会 （三河主幹兼調査担当課長）

2 あいさつ （小原総括課長）

3 議 事

（1）外部経営調査（特定課題調査）の結果について

（資料 No. 1 について事務局説明）

山本委員長 保有している投資有価証券についてだが、帳簿価額というのは取得時の価額とイコールと考えてよいか。

事務局（古川主任主査） お見込みのとおり。帳簿価額は取得価額である。

山本委員長 そうすると法人で保有している有価証券の評価は、一度も行われていないという趣旨の指摘か。

事務局（古川主任主査） 保有有価証券の評価に関して、担当レベルでは計算していたが、下落率が 50 パーセントを超えていないので評価損にしくとも良いだろうという判断をしていたものである。

山本委員長 B 社株式の実質価格が、もし今後半値以下になってしまって回復の見込みがないということになると、帳簿価額を改めることになるということか。

事務局（古川主任主査） お見込みのとおりである。

山本委員長 評価損は、これまで一度も行っていないということか。

事務局（古川主任主査） 法人側で、評価損を計上する状況には至っていないと

判断しているので、これまで一度も計上していない。

遠藤委員長 投資有価証券については前回も指摘があって、今回も担当者レベルではやっていたけども、それをきっちり書類に残して今期は必要ないというような結論を記録した書類がないという理解でよいか。必要なのにやっていないということではなくて。

事務局（古川主任主査） お見込みのとおりである。評価損の判定プロセスについて、誰が見てもわかるような状態にせよとの指摘と受け止めている。なお、細かい話だが、平成20年度の外部経営調査においても同様の指摘があり、当時は保有株式の売却プロセスが明確ではないという指摘を受けている。このプロセスの中には、資産価値の評価も含まれているので、結果として、十分に前回の改善対応がされていないということになる。

遠藤委員長 そもそも、公益法人の場合は、そもそも株式を所有する必要があるのかということもあると思うが。

事務局（古川主任主査） 観光業の会社と関りがあるため、出資が必要となる状況はある得るものである。

山本委員長 その事業との関りが強いということは、配当金以外に出資をしている先から何らかの収入等の見返りを得ているということか。

事務局（古川主任主査） 有形、無形いろいろと結びつきがある。株主配当を貰えれば一番よいが、ないにしても、例えばピーアールや各種キャンペーンをお互いフォローしあうとか、そのような繋がりのために出資しているという面もある。

遠藤委員長 2番の活動指標と成果指標というのは、まさにこのとおりかなと、ここに載っているのは確かに活動目標みたいなもので、法人として努力して行動すれば達成できる。本来、成果は、活動した結果として出てくるものであり、ここに指摘のあるようなものに置換えるべきかと思うが。

事務局（古川主任主査） 法人側で、外部調査員の事前質問に対して、観光関係の計数は県全体のものしかないの、自分たちで計数を押さえられるものを成果指標にしましょうというやり方をしてしまったと認識している。したがって、委員長がおっしゃったとおり、活動と成果は違うことから、観光協会側には、既存の取組でも工夫して成果指標の把握の把握ができないのかという問いかけ

をしている。例えば、おもてなしの心研修で言えば、接客面のプロを育てるような研修内容だが、研修の実施回数は活動指標なので、これを成果指標とするのではなく、研修の実施により県内観光者の満足度がどう向上したかの把握が必要。他方、観光客満足度の把握のためには、アンケートや調査委託をしないとわからないとの意見もあるが、少なくとも観光施設の長が見ていて自らの従業員の対応が良くなった悪くなったというのは把握ができるものであり、こうした工夫により成果指標の把握はできないのかということは、担当者と話題にはしているので、次回の中期目標には、反映させてきてくれると思っている。

事務局（小原総括課長） 今、県の事業としても、調査をすとかアンケートを取るといようなことも並行してやっているの、そういったものを上手く活用して、観光協会の成果指標の把握については、県と一体でやっていくということは助言していきたく思う。

工藤委員 県がやっていることと観光協会がやっていることの違いが、一般にはなかなかわかりづらい。本来観光協会がやるべき、あるいはやったことに対して、アンケート調査は分けてやっているのか。

事務局（小原総括課長） アンケート調査は分けて実施はしていない。例えば、岩手県の観光地がどうだったか、おもてなしはどうだったか、そういった一般的な調査でアウトカムを拾っていくので、その中で観光協会の貢献度を整理していけばよいのではということ、今感じたところ。観光協会の成果として明確な計数を把握することは難しいかもしれないが、まわりまわってアウトカムとして、良い方向に動いていったことが把握できれば良いと思う。

工藤委員 観光協会の活動で、例えば駅などで見ていて、「こうなっていれば良いのに」と思うようなことを感じることもある。その辺りの改善であるが、県から職員が派遣されているのであれば、県にフィードバックして行動してもらものなのか、観光協会に考えていただいて、目標や具体的な対応を、指標や成果に向けての目標値のところに反映して行動してもらのかといったところが、わかりづらい。

事務局（小原総括課長） 確かに、できるだけ観光協会に近い立場でデータを取るとか、有意なアンケート結果が取れるような工夫は、観光課にもしてもら必要があるかもしれない。検討を促していきたい。

菅原委員 今回の調査で「2、3、4」という項目で指摘事項等があり、これらは全部同列という形でまとめられているように見えるが、基本的に4の役割分

担、業務分担というのをはっきりさせないと、目標とか成果指標とかがはっきりしなくなるという、階層的な構造になっている気がする。県と観光協会の役割分担が不明確な故に、成果指標も定めづらいというようなことはあると思う。一時期、県の観光課業務の全部が観光協会に移管されたり、県の方でまた引き取ったりと、こういう変遷があると説明であったので、そうした変遷を経て観光協会の役割が変わってきたりといったことがあるのではないか。そのような関連性を整理した上でやらないと、そもそも役割分担がはっきりしないことが問題なのか、成果指標を設定しないのが問題なのか、どこに問題があるのかははっきりさせられないという印象を受けた。

事務局（古川主任主査） ご意見のとおり、県と観光協会の役割分担等をはっきりさせる必要がある。両者の役割分担と業務分担を決めて、その役割分担の中から目標なり成果指標なりが決まってくるので、その部分が優先順位は高いとは思われる。ただし、目まぐるしく観光を取り巻く環境が変わっている最中で、観光課においても、役割分担を決めなければならないと認識しつつも、なかなか対応しきれない面もあるので、ご提案いただいた内容のとおり、きちんと役割分担等を明確化するようにというのは、指導していきたいと思う。

菅原委員 最後の7番というのは、外部環境が変わって、それに対して県と役割も変わってくると、一体どこからやったら良いのか観光協会としても定めにくいのではないか。

事務局（古川主任主査） 少なくとも県の負担金を内部環境と理解している状態は良くない。密接な関係はあるといいつつも、県と法人は別ものであるということ最低限の決まり事なので、そこは固めて整理してほしいと考えている。

遠藤委員長 現段階では、資料1の7頁に書いてあるような分担で動いていて、補助というのは見直しを進めているという説明でよいか。

事務局（古川主任主査） そのような理解で差し支えない。なお、インバウンドのほかにもDMOというものも出てきて、目まぐるしく観光振興を取り巻く環境が変わっているので、新たな業務への対応を検討していく過程の中で県と法人の役割も整理していただくことになる。

遠藤委員長 資料1の9頁の人的関与の現状の問題点のところだが、平成16年に県業務の一部移管があって増員したというのはわかるが、そういう業務量が変わっていないから県派遣職員が継続するというのは、理屈としてはおかしいと感じる。例えば、県から盛岡市に権限をおろしているものがあると思うが、社

会福祉法人の監督とか、そういった業務を移管した時は、一時的に県の方が市に応援に行くようなことはあると思うが、いずれは引き上げて市が自力でやることになると思う。それを考えると、公益法人であるから、その業務が増えた分はプロパーを採用するなどして、もう10年以上経っているのだから、県の職員の方は減らしていくというのが、指導監督要領にもあるとおり、適正化を図っていく必要があるのではないかと。「業務があるから県派遣職員が必要」の理屈、主張は正しくないような気がする。

事務局（古川主任主査） 委員長のおっしゃるとおりで、派遣の必要性を移管業務とその量だけに求めると、派遣ありきではないのという議論になりかねないので、その部分は、派遣する側の観光課と観光協会側でよく詰めて、対外的に説明できるように整理をしてもらうとともに、法人プロパー職員への代替が可能かについても併せて検討させる必要はあると思う。

遠藤委員長 県派遣職員に強く依存するような組織体制を取っていると、結局、公益財団法人にした意味が全くないのではないかと。公益財団法人で独自性を持って取り組んでいき、コストも下げてやっていくということが大きなスタンスとしてあるべきだと思う。単に県の業務を下請けで出して、コスト的にも変わっていないという状況が続いているという風にしか見えない。

工藤委員 解決の方向性のところで指摘があるように、県で派遣職員の本給を負担しているのだから、人件費を自ら生み出す仕組みというのも観光協会の中で何かしらしないといけない。あと、県からは派遣する必要性は整理していて、観光強化側で整理されていないのは不思議な話だと思うのだが。

事務局（古川主任主査） 外的要因の差別化戦略で、人的な体制整備が必要と分析をしているにも関わらず、県派遣職員以外にそのあてがないのが実際のところ。逆に強みでは、賛助会員はいるものの、これが自主財源に繋がらないとも分析しており、自主財源がない以上、結局法人プロパー職員の採用というのは厳しい部分がある。それぞれの課題は、非常にハードルが高いので、時間がかかると思うが、ひとつずつ解決していくしかない。

工藤委員 県の職員を観光協会に派遣して人件費を負担していて、その業務を県が観光協会に委託しているのであれば、法人プロパー職員の人件費も含めて委託業務として対応するというのも考えられるのではないかと。仮に、県派遣職員を引き上げたとした場合、それでも仕事量は一緒というのは観光協会側に厳しい状況となるのだから、財源を措置して解決していく手法もあるのではないかと。

事務局（古川主任主査） ご指摘のとおり、委託料への置換えの対応というのもあり得るかもしれない。

遠藤委員長 前回の調査結果と、また同じ指摘を受けているということについてであるが、外部経営調査の位置付けとして、法人の妥当性についての検証はするけども、所謂一般的な検査とか、それほど強いものではないということがある。中央官庁の監査とかであれば、必ず改善措置命令があって、改善措置計画を出して、チェックをするというやりとりをするのだけれども、そこまでしないにしても、少なくともチェックリストくらいは作って、指摘されたことが直っているかどうかちゃんと見てくださいということだと思う。

単に口頭とか書面で説明したからわかりましたというのではなくて、次回の計画とか出されてきたときに、自主的にチェックしてほしいということだと思うので、監査並みとまでは言わないけれども、自主的な改善をできるようなものを作っていくべきではないかと思う。

今回は1箇所に入ったものだが、他の出資法人にも共通して言えることだと思われる。このほか、目標設定とかについては、おそらく同じようなことがあると思うので、横に全部展開して知らしめるとするか、徹底するということの必要性は言われているのではないか。

事務局（古川主任主査） おっしゃるとおりだと思う。外部経営調査には、包括外部監査等の監査のような拘束力がないので、指摘された直後は改善をしたが、時間の経過とともにそれが風化してしまうのかもしれない。同一法人で2回目の調査に入ったのは今回が初めてなので、改めてその様な状況になっていることを認識した。これを教訓に、他の法人へも注意喚起を促していきたい。

事務局（小原総括課長） 資料2の実施要領第7（3）で「所管部局は、法人に対する助言・指導に活用する。」と定められており、これもやはり目に見えるような形でしっかりと引き継がれていく必要がある。特に、過去に指摘があった法人については、法人側でそれに答えを出し、所管部局側では継続して改善を求めていくといったようなことを求めていく必要はあると思うので、他の法人も含めて助言・指導を徹底するよう、所管部局に指導していきたいと思う。

事務局（小原総括課長） このほかに、外部経営調査のやり方や進め方自体に対する、ご意見があれば伺いたいがどうか。

菅原委員 今回、調査の結果が出たが、これに対する回答や対応策というのは、どのようになるものか。

事務局（古川主任主査） これまでの対応としては、運営評価委員会の結果を踏まえて、法人でしっかり対応してほしいと伝達するに留まっている。委員長からもご指摘いただいたとおり、チェックリストとか直す項目がどれかというのを可視化して、指導する側である県の所管部局等においても引き継いでいくような形には仕向けようと考えている。

菅原委員 その場合、今回の問題は特に大きいと思うが、県の担当課である観光課もそれに対して何かやらないといけない。

事務局（小原総括課長） 例えば、運営評価レポートで、観光課の見解を記載する欄が有るが、前回指摘されたことについては対応策を含め必ず触れるなど、県としてもチェックを強めることも必要かもしれない。

菅原委員 そうすると、前述した役割分担等がはっきりしないに、こういう問題が改善できないということも出てくると思う。指標を設定しづらかったとか、件数でやらざるを得ないとか。それは役割分担としてこれ以上できないとか、ここまでやらなければならないという役割であれば、やらなければいけなかったのだが、そうでなければやらなくて当然だという風になってしまう可能性もある。

県と法人側の両方で改善しなければならないことかもしれないし、そのような回答でも良いと思うので、それをいつまでにやるか、やることにしたとか、その回答を貰うことでもよい。ただ改善してほしいと言っぱなしだと、せっかくの調査がもったいないと思う。

(3) 平成 30 年度県出資法人運営評価関係スケジュールについて (資料No.3 について、事務局説明)

遠藤委員長 委員の改選以外のところは、今年度と同様か。

事務局（古川主任主査） 例年と同様である。

事務局（小原総括課長） ここでひとつ付け加えさせていただくが、先日、平成 30 年度の組織・職員体制を発表した。その中で、出資法人等の指導監督が財政課の所管ではなくなり、総務室の中に行政経営課長というのが出来て、そこで所管することになる。そこでは、行財政改革と行政品質向上と、財政課から移す出資法人等指導監督といったような業務を行うことになるので、4 月以降の連絡などは、総務室の行政経営課からとなるので、この場でお知らせする。

(4) その他

(第1回委員会における質疑に対して事務局から説明。 ※資料なし)

事務局（小原総括課長） 第1回の運営評価委員会で質疑があったので、確認した結果を報告する。2法人について、質疑があった。

まず、株式会社岩手朝日テレビ関係だが、出資の引上げについて、過去に議論したことがあるが、今具体的な検討は行われているかと話があったが、担当課の政策地域部情報政策課に確認した。過去に、株式を譲渡する先の調整が不調に終わったという経緯があり、将来的な出資引上げに向けて、状況を見極めて、慎重にタイミングを見計らっている、という回答であり、数年前にも具体的な検討を行ったが、やはり、譲渡が難しいというような状況にあるということで、何年かに一度は必ず検討するようにしている、という報告である。

次に、岩手県産株式会社の関係で、自社の販路以外を認めていない例はあるかという質問があったが、担当課の商工労働観光部産業経済交流課に確認したが、確かに一部の商品において、岩手県産株式会社以外に卸売りをする際には両方で協議をするという趣旨の取り決めをしている例はあるということだが、これは岩手県産株式会社においては、他の業者で同種の商品も扱っているというようなこともあるため、その販路を阻害することがないかを両方で事前に確認するという趣旨で設けていると、例えば、岩手県産の店舗等があるのにすぐ隣で売るとか、そういう差し障りがあるのかどうかというところを確認するために設けているのだ、という説明を受けている。

岩手県産株式会社についてももう1点あるが、赤字の理由を輸送費の値上げとしているという書きぶりになっているが、これは一過性のものかという指摘があったが、赤字は11期ぶりであり、台風10号被害による商品の供給停止などによる売上減少のほか、全国的な原材高や、物流費・人件費の上昇によるものと分析しているということである。引き続き、営業活動の効率化や、卸売業におけるプライベートブランド商品の販売拡大、県事業と連携して海外事業の展開などを行うこととしており、そういった取り組みで県と連携して経営改善を行っていくということであるが、その運営については県も注視していく必要があると考えている。

※事務局説明に対して、特に意見等なし。